

# 令和 3年度予算見積調書(補正予算 (第5号))

課室名: 産業労働政策課  
 担当名: 経済対策担当  
 内線: 3724

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B1	埼玉県感染防止対策協力金支給事業			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令				宣言項目分野施策		SDGsゴール	SDGsターゲット	
1 事業概要	飲食店等に営業時間短縮等の要請を行うことに伴い、協力した事業者に対し「埼玉県感染防止対策協力金」を支給する。  (1) 要請期間延長に伴う増額 <p style="text-align: right;">27,366,706千円</p>			5 事業説明 (1) 事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続き15市町を措置区域とし、その他地域においても営業時間短縮等の要請を継続することに伴い、これに協力した事業者に支給する協力金及び審査事務に係る予算を増額するもの。  (2) 事業計画 ア 措置区域: さいたま市、川崎市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 要請期間: 令和3年6月1日から令和3年6月20日まで (20日間) 営業時間: 午前5時から午後8時まで (終日、酒類の提供自粛) 支給額: 飲食店等の売上高に応じ、1店舗当たり日額3万円から10万円 又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1店舗当たり日額最大20万円 ※第11期より売上高に応じた協力金日額を国の支給基準に合わせて下限額3万円に設定  イ その他地域: 措置区域以外の区域 要請期間: 令和3年6月1日から令和3年6月20日まで (20日間) 営業時間: 午前5時から午後9時まで (終日、酒類の提供自粛。ただし一人、又は同居家族のみのグループについては、午前11時から午後8時に限り提供可) 支給額: 飲食店等の売上高に応じ、1店舗当たり日額2万5千円から7万5千円 又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1店舗当たり日額最大20万円  (3) 事業効果 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。  (4) 県民・民間活力、他団体との連携状況 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードの掲示等を支給要件とすることで、店舗の協力による感染防止対策を推進する。						
2 事業主体及び負担区分	(国10/10・県0) 地方創生臨時交付金									
3 地方財政措置の状況										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	27,366,706	27,366,706							0	88,005,457
現計額	60,638,751	60,638,751							0	